

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月12日
【会社名】	株式会社オプト
【英訳名】	O P T , I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鉢嶺 登
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目26番
【電話番号】	03 - 3219 - 7654
【事務連絡者氏名】	取締役 石橋 宜忠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目26番
【電話番号】	03 - 3219 - 7654
【事務連絡者氏名】	取締役 石橋 宜忠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 143,640,000円
	(注) 1 . 本募集は、平成21年3月30日開催の当社定時株主総会の決議及び平成21年5月28日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものです。 2 . 本新株予約権は、ストックオプションの目的で発行することから、無償で発行いたします。 3 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本書提出日現在における見込額であり、行使価額が調整された場合には、増加もしくは減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、減少いたします。 4 . 本届出書は、遅延して提出しております。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	1,064個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	1個
申込期間	平成21年5月28日
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	株式会社オプト 経営企画・広報IR部
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成21年5月29日
払込取扱場所	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権証券の発行については、平成21年3月30日に開催された当社第15回定時株主総会及び平成21年5月28日に開催された当社取締役会において、その発行の決議をしております。

#### 2 申込の方法

本新株予約権の割当を受ける者は、当社との間で「新株予約権割当契約書 兼 申込証」を締結します。

3 本新株予約権の募集は、ストックオプションを目的に行うものであり、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対して行うものであります。

4 本募集の対象となる者の概要は次のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	1名	50個
当社の使用人	507名	993個
当社子会社の取締役	1名	20個
当社子会社の使用人	1名	1個
合計	510名	1,064個

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。</p> <p>なお、当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 1,064株（新株予約権1個につき1株とする）</p> <p>2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、その1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際して出資される1株あたりの財産の額（以下、「行使価額」という）</p> <p style="text-align: center;">金 135,000円</p> <p>本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数に、行使価額を乗じた金額とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額を次の算式により調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p style="text-align: center;">調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <math>\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}</math></p> <p>また、当社が時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。</p> <p>上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。</p>

	$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$ <p>なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数（但し当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。）から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。</li> <li>「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（このうち、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（但し、当社の普通株式が他の金融商品取引所に上場された場合には、上場されている金融商品取引所のうち、当該期間における当社の株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と取締役会が判断する主たる金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を切り捨てる。</li> <li>当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。</li> <li>当社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。</li> </ol>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>143,640,000円</p> <p>（注）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本書提出日現在における見込額であり、行使価額が調整された場合には、増加もしくは減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、減少いたします。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成23年5月30日から平成26年5月29日までとする。</p>



<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社オプト 経営企画・広報IR部</p> <p>2. 新株予約権の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することが出来るものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権の行使は出来なくなるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使は1株新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>3. 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならないが、1株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行わない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1. 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2. 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

	<p>3. 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社、子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）又は関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に定める関連会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役 当社、子会社又は関連会社の使用人 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社、子会社又は関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者</p> <p>4. 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合 権利者が当社、子会社又は関連会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社、子会社又は関連会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。 権利者が法令違反その他不正行為により当社、子会社又は関連会社の信用を損ねた場合 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合 権利者につき解散の決議が行われた場合 権利者が本要項の規定又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合</p> <p>5. 権利者が当社、子会社又は関連会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>権利者が自己に適用される当社、子会社又は関連会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合 権利者が取締役としての忠実義務等当社、子会社又は関連会社に対する義務に違反した場合</p> <p>6. 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。</p>
--	---

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編行為を行う場合には、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における継承会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 権利者が保有する本新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。</li> <li>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の要項に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</li> <li>5. 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の要項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。</li> <li>6. 権利行使の条件は、取得事由、その他の新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書または計画において定めるものとする。</li> <li>7. 取締役会による譲渡承認について 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</li> </ol>



## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
143,640,000円	2,000,000円	141,640,000円

(注) 1. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額並びに発行諸費用の概算額は増加もしくは減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した際には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

### (2)【手取金の使途】

今回の募集は当社の取締役及び使用人、又は当社社会の取締役及び使用人の業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを狙いとして、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するものであります。また、新株予約権の行使による資金の払い込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従いまして、手取金は設備資金または運転資金等に充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、行使による払い込みのなされた時点で状況に応じて決定いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスク

第四部 組込情報の有価証券報告書（第15期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年3月31日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年6月12日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年6月12日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	平成21年 3月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第1四半期)	自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 3月31日	平成21年 5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

#### 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 笛木 忠 男  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 俊 哉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象に株式会社電通による会社株式の公開買付け及び同社との業務提携に関する事項が記載されている。
2. 重要な後発事象に投資有価証券の評価について、平成20年12月期において投資有価証券評価損350百万円程度を特別損失として計上する見込みの旨が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月13日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 笛木忠男 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井知倫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月30日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 笛木 忠 男  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 俊 哉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 笛木 忠 男  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 俊 哉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトの平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象に株式会社電通による会社株式の公開買付け及び同社との業務提携に関する事項が記載されている。
2. 重要な後発事象に投資有価証券の評価について、平成20年12月期において投資有価証券評価損350百万円程度を特別損失として計上する見込みの旨が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月30日

株式会社オプト  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 笛木 忠 男  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊藤 俊 哉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプトの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。